

練馬区環境基本計画 2023（素案）に寄せられた意見と区の考え方について

1 意見の受付状況

(1) 意見募集期間

令和5年6月23日（金）から令和5年7月24日（月）まで

(2) 周知方法

ア 区ホームページ（6月23日掲載）、ねりま区報（7月1日号）

イ 区民情報ひろば、区民事務所（練馬除く）、図書館、環境課での閲覧

(3) 意見件数

149件（20名・3団体）

2 寄せられた意見の内訳

項目	件数
第一章 計画の基本的事項	5
第二章 地球温暖化対策の動向	0
第三章 脱炭素社会の実現に向けて	15
第四章 分野ごとの施策	88
第五章 計画の推進体制	29
第六章 資料編	0
その他	12
合計	149

3 寄せられた意見に対する対応状況

対応区分	件数
◎ 意見の趣旨を踏まえ計画に反映するもの	7
○ 素案に趣旨を掲載しているもの	42
□ 素案に記載はないが他の施策・事業等で既に実施しているもの	34
△ 事業実施等の際に検討するもの	14
※ 趣旨を反映できないもの	22
— その他、上記以外のもの	30
合計	149

4 寄せられた意見と区の考え

No.	分類	意見概要	区の考え方	対応区分
1	第一章 計画の基本的事項	本計画は、前計画の「練馬区環境基本計画2020」との整合性はあるのか。また、前計画の指標の達成度評価は十分になされているのか。目標や指標を定点で評価できる仕組みが必要である。極力、定性目標ではなく定量目標が望ましい。	本計画は、「練馬区環境基本計画2020」（以下、前計画という。）の施策体系を継承し整合を図った上で、脱炭素社会の実現に向けた新たな施策を位置付けています。指標については定量指標を原則としています。 前計画の指標の進捗状況は、毎年度、環境審議会に報告し、見直しの必要性や方向性について議論しており、本計画の進捗管理も同様に取り扱います。	○
2	第一章 計画の基本的事項	これまで行ってきた取組の目的・結果や、新たな取組の必要性・効果について記載すべき。		○
3	第一章 計画の基本的事項	本計画が、気候変動対策だけでなく、食品ロス対策や停電時の電源確保策、熱中症予防などの健康対策等、現代社会が直面する様々な課題解決に資するものとして策定されていることは丁寧に読み込めば記載されているが、明確なメッセージとして打ち出すのが望ましい。	本計画は、2050年脱炭素社会の実現に向けて、2030年までの削減目標とこれを達成するための新たな施策を示すものです。そこで地球温暖化対策にフォーカスした構成としています。 フードロス、災害時のレジリエンス性向上、暑熱対策など広範な社会課題の解決に資する施策は、第四章「分野ごとの施策」に位置付けています。	○
4	第一章 計画の基本的事項	最新の社会動向とデータの時期に一部で乖離が生じている。今後、世界や国の温室効果ガスの削減目標や、政策の強化、DXの推進による社会システムの変革など、社会情勢の変化に応じて、適時に計画の見直しを実施する旨を記載すべきである。	社会情勢や技術革新などの状況に応じて必要な見直しを行う旨を、第一章「計画期間」に記載しています。	○
5	第一章 計画の基本的事項	年号の表記について、和暦は経過期間を知るのには不便なため、西暦に統一すべきである。	本計画では、区の原則である和暦を用います。例外として、パリ協定に基づく国際的な取組である温室効果ガス削減に関連する年号には西暦を用います。	※
6	第三章 脱炭素社会の実現に向けて	2013～2019年度に40.8万t-CO2を削減した主な要因は何か。この削減量が今後も継続することが前提となるはずなので、要因に変動要素は無いのか。	2013～2019年度のCO2排出量削減は、電力排出係数（電力1kWhあたりのCO2排出量）の改善が大きく寄与しています。また、東日本大震災後の節電の取組とその定着、さらに省エネ設備・機器の普及等により、家庭および業務部門のエネルギー消費量が減少したと考えられます。2020年度以降の排出量（削減量）推計については、第三章第2節および資料編に詳細をお示ししています。	—
7	第三章 脱炭素社会の実現に向けて	2030年までの施策の検討がされているが、到達点が2050年のゼロカーボンシティ実現であることが読み取りにくい。図表の検討時間軸を伸ばし、2050年を見据えた施策を検討していることを可視化すべきではないか。	2050年脱炭素社会の実現という長期目標に向けて、2030年度の中期削減目標を設定する旨を、第三章第2節「削減目標の考え方」に追記します。あわせて、2050年ゼロカーボンシティの将来イメージ図を、第四章分野1「エネルギー」に追加します。	◎

No.	分類	意見概要	区の考え方	対応区分
8	第三章 脱炭素社会の実現 に向けて	長野県は60%削減を目標に掲げている。練馬区も60%削減が可能なはずであり、これを目標としてほしい。	本計画では、前計画で定めた温室効果ガス削減目標の枠組みを継承し、2030年度までに46%削減としたものです。この目標の達成を目指すとともに、2050年の脱炭素社会の実現に向けて、さらなる高みを目指します。	※
9	第三章 脱炭素社会の実現 に向けて	CO2の削減目標を50%にすべき。		※
10	第三章 脱炭素社会の実現 に向けて	東京都の温室効果ガス削減目標は50%であり、都内で人口が2番目に多い練馬区は最低でも50%とすべきである。46%とした理由を明記すべきである。		※
11	第三章 脱炭素社会の実現 に向けて	CO2削減量は全体量の目標値となっているが、各部門別で削減目標値を設定した方が分かりやすく、達成率が上がるのではないか。	地球温暖化対策への関心の有無や年齢層を問わず、より多くの区民に取組成果や進捗を分かりやすくお伝えするため、総量の削減目標を用います。	※
12	第三章 脱炭素社会の実現 に向けて	CO2削減のための取組目標と分野ごとの目標が別々に記載されており分かりづらい。関連性が一覧できる表にまとめてはどうか。	本計画は、2050年の脱炭素社会実現に向けて、2030年までの削減目標と新たな施策を示すものです。そこで、地球温暖化対策に焦点を当てた構成としています。 区民に向けて、脱炭素社会実現に向けた取組を分かりやすく明確に示すには、第三章「脱炭素社会の実現に向けて」を設けた構成が望ましいと考えます。	※
13	第三章 脱炭素社会の実現 に向けて	計画年度が2023～2032年度であれば、2030年度までに達成すべき46%削減の施策だけではなく、2032年度までの削減・達成目標を、全体目標と各分野に設定すべきではないか。	温室効果ガス排出量の実績値は、翌々年度に確定します。本計画の評価・検証を経て次期計画策定を図る観点から2030年度の翌々年度までを計画期間としています。 2019年度排出量は、将来推計作業時点における最新データを用いたものです。	※
14	第三章 脱炭素社会の実現 に向けて	2019年度を基準年度としている理由は何か。コロナ禍の影響がある年を基準年にするのは違うのではないか。		—
15	第三章 脱炭素社会の実現 に向けて	区が独自で削減すべき排出量12.3万t-CO2に対する施策は、国や都の施策と重複しないのか。区の独自施策とはどのようなものか。	区独自に削減すべき排出量は、国および都の施策と重複しないよう算出しています。区の独自施策は、第三章第3節「削減目標達成に向けた取組」に記載しています。	—
16	第三章 脱炭素社会の実現 に向けて	直射日光の遮蔽や蒸散による温度低下効果など、みどりが果たす役割について、より強調してほしい。	多様なみどりの役割について、CO2の吸収・固定に加え「豊かな都市景観の形成」「地下水のかん養」「野生生物の生息環境の確保」「ヒートアイランド現象の緩和」を、第三章第3節「多様なみどりの役割」に追記します。	◎
17	第三章 脱炭素社会の実現 に向けて	みどりの果たす役割について、生物多様性の保全、防災機能の強化、ヒートアイランド減少の緩和、都市環境の改善、食料供給の補完など、より多様に・具体的に記載すべきである。		◎
18	第三章 脱炭素社会の実現 に向けて	小中学校だけでなく、保護樹木や公園のシンボルツリーなどにも、CO2吸収量等が分かる樹木プレートをつけてほしい。	憩いの森にはみどりの果たす役割を記載した看板を順次設置しています。今後も、みどりの果たす役割を幅広い世代の方へ発信します。	□

No.	分類	意見概要	区の考え方	対応区分
19	第三章 脱炭素社会の実現 に向けて	森林環境譲与税を活用して、友好都市や奥多摩の自治体と連携して森林整備によるカーボンオフセットを行ったり、区立施設の近隣に「練馬区の森」を整備して、区内小中学生の環境学習、区民の憩い・健康増進に役立ててほしい。森林環境譲与税は、区が排出するCO2を固定する森林整備のためにしっかり活用すべきである。	区は、森林環境譲与税を、憩いの森の管理費や管理を担う人材の育成、保護樹林等の剪定費、学校改築に伴う内装への国産木材利用などの財源として活用しています。また、友好都市である長野県上田市等と、カーボンオフセットなどの施策についての研究を行っています。引き続き、森林環境税・森林環境譲与税創設の趣旨に沿った活用に努めます。	△
20	第三章 脱炭素社会の実現 に向けて	森林環境譲与税は、友好都市の森林の買取・管理などに充当し、CO2の吸収に役立てること。		△
21	第四章分野 1 エネルギー	練馬区は一戸建て住宅の割合が高いため、住宅の断熱化が必要である。住宅の屋根に設置する太陽光発電ポテンシャルが高いので、電気の地産地消を行えば効率が良いと思う。	新築住宅の省エネ化・再エネ導入については、国や都が施策を展開しています。区は、国や都と連携して区民・事業者への周知・徹底を図り、新築住宅のZEH化を促します。	○
22	第四章分野 1 エネルギー	既存住宅の省エネ化、再エネ導入は効果的だと思う。既に設備を導入している省エネ意識が高い世帯に向けて、後付けの蓄電池や二重窓などの種類や費用等を周知していくべきである。	区は、カーボンニュートラル化設備設置等補助制度を充実して、既存住宅の省エネ化や再エネ導入を促進します。	○
23	第四章分野 1 エネルギー	区民の意識を省エネや自然エネルギーへ向けるとともに、導入を促進するための施策を実施してほしい。	区民・事業者が利用できる補助制度やCO2削減効果、コストメリット等の導入効果について分かりやすく情報発信します。	○
24	第四章分野 1 エネルギー	区民へCO2削減を求めるなら、合わせて助成も実施しないと実効性が上がらない。		○
25	第四章分野 1 エネルギー	区は、東京都の施策を補完する太陽光発電設備の促進策と合わせて、既存住宅への設置促進策を打ち出すべきである。		○
26	第四章分野 1 エネルギー	省エネ・再エネに関わる補助金の拡充と、それを区民に分かりやすく伝えることが必要である。		○
27	第四章分野 1 エネルギー	既存住宅は新築よりも圧倒的に多く対策は重要だが、対象数が多く個人の権利にも関わるため対策が難しい。住宅の環境性能向上のコストパフォーマンスを分かりやすく説明して、理解を求める必要がある。		○
28	第四章分野 1 エネルギー	令和7年度から施行される新たな省エネ基準の適合義務化を見込んで、駆け込み新築が増える可能性がある。可能な限り、今のうちから基準適合の指導をしてはどうか。	国は建物の省エネ化を進めるため、令和7年度から小規模住宅を含むすべての新築建築物について、省エネ基準の適合義務化を実施します。現行で届出義務がある建築物については、基準適合の指導を継続して行います。また、令和7年4月以降に工事に着手する建築物の建築が新たな適合義務の対象となるため、引き続き周知を図り、円滑な運用に努めます。	□
29	第四章分野 1 エネルギー	新築住宅向けに、省エネに有効な高断熱化を促進する施策を実施してはどうか。		□

No.	分類	意見概要	区の考え方	対応区分
30	第四章分野1 エネルギー	再生可能エネルギー・省エネルギー設備設置補助金のこれまでの実施結果と課題の整理は行っているか。課題を踏まえて、今後はどのように施策を展開するのか。	これまでの補助実績、課題を整理した上で、国や都の動向を踏まえ、既存住宅の省エネ化・再エネ導入を重点的に促進します。	○
31	第四章分野1 エネルギー	高効率でコストパフォーマンスが高い太陽熱温水器の設置補助について、ぜひ検討を進めてほしい。	高効率な太陽熱温水器への補助についても今後検討します。	○
32	第四章分野1 エネルギー	農家が、太陽光パネルを利用して農業用温室の管理ができるよう、法的な道筋をつけてほしい。	農業用温室の管理のための太陽光発電設備は、国が農地法上の考え方を示しており、農業用のみに利用する場合、設置可能です。	—
33	第四章分野1 エネルギー	水素エネルギーは、再生可能エネルギーにより生成された水素を除けばCO2の排出を伴う。水素のライフサイクルでの評価を明らかにしてほしい。	生成方法によるCO2排出量の違いによる「グレー水素」「ブルー水素」「グリーン水素」の説明を、第四章分野1「水素エネルギー活用の検討」の脚注に追記します。	◎
34	第四章分野1 エネルギー	災害時の電力供給に蓄電池の設置が有効である。区民が利用しやすい蓄電池単体の補助制度を実施してほしい。	一定の要件はありますが、蓄電システム単体の設置補助を実施しています。	□
35	第四章分野1 エネルギー	区立施設については、率先して再生可能エネルギーの導入を進めることが区民の意識を喚起する意味で大切である。	区立施設等の省エネ化・再エネ導入に率先して取り組み、区民・事業者の取組を促します。	○
36	第四章分野1 エネルギー	区民の行動を促すため、区立施設への再エネ導入を積極的に進め、その効果を区民へアピールしてほしい。		○
37	第四章分野1 エネルギー	区役所および区立施設の省エネを評価するため、CO2排出量をリアルタイムで表示できると、区民へのアピール効果が高いと思う。	取組の「見える化」は、脱炭素を進める上で重要です。年内に、各家庭や事業所に設置されているスマートメーターを活用したサービス開始が予定されています。新たなサービスを活用した取組効果の測定について検討していきます。	△
38	第四章分野1 エネルギー	全ての学校に太陽光発電設備を設置するとともに窓を複層化し、使用エネルギーを削減してほしい。	学校改築に合わせ、太陽光発電設備を設置するとともに、窓を複層化しています。	□
39	第四章分野1 エネルギー	区立施設等の省エネ化・再エネ導入は、断熱対策や太陽光パネルの設置など、改築のタイミングを待たずに進めるよう検討してほしい。	改修時は、建物の規模や工事の内容に応じて、照明設備のLED化、高効率空調設備や再エネ設備の導入などにより、エネルギー消費の削減を進めます。また、区立施設の再エネ導入を加速するため、令和5年度にPPAモデル事業に着手し、検証を行った後、一定規模以上の既存施設および新築・改築する施設への本格導入を目指します。	○
40	第四章分野1 エネルギー	区立施設へのPPAの導入について、電気料金が高騰している昨今ではメリットのある施策なので、積極的に進めてほしい。	PPAは、区立施設の再エネ導入を加速する上で有効な手法と考えています。令和5年度にPPAモデル事業に着手し、検証を行った後、一定規模以上の既存施設および新築・改築する施設への本格導入を目指します。	○

No.	分類	意見概要	区の考え方	対応区分
41	第四章分野 1 エネルギー	電力調達の入札を行う際に、クリーンエネルギーを使う電気会社を入れて実施すべきである。	区立施設で使用する高圧電力の調達では、平成24年度から「練馬区電力の調達に係る環境配慮方針」に基づき入札を導入しています。引き続き、入札等により環境に配慮した調達を行い、低炭素電力や再エネ電力の割合を高めます。	○
42	第四章分野 1 エネルギー	練馬区で使う電気は積極的に自然エネルギーにシフトしてほしい。		○
43	第四章分野 1 エネルギー	公共施設の電力調達は、再生可能エネルギーの比率が高い電力会社を積極的に選定すべきである。		○
44	第四章分野 1 エネルギー	区が使用する電力の契約先を、再生可能エネルギー100%の電力会社に切り替えてほしい。		※
45	第四章分野 1 エネルギー	電力不足に備えて、再生可能エネルギー100%の電力会社を有する地方都市と、非常時の電力供給契約を締結すべきである。	地方都市と非常時の電力供給契約を締結する考えはありません。	※
46	第四章分野 1 エネルギー	ペーパーレス化を進めるため、区議会でパソコンやタブレットを持込可能にしてほしい。 本会議だけでなく委員会もリアルタイムで配信し、議事録も翌週には公開してほしい。	区議会運営のルールは、区議会が定めています。区議会にご要望をお伝えします。	—
47	第四章分野 1 エネルギー	行政が、電化製品の買換えを促進し、使い捨てを推奨しているように感じる。SDGsの観点から、電化製品の使い捨てを見直す社会にすべきではないか。	冷蔵庫やエアコン等の電化製品は省エネ性能が大幅に向上しています。購入から年数を経過している場合は、最新型に買い換えることで、省エネ効果があり、環境負荷低減につながります。	—
48	第四章分野 2 みどり	みどり分野の指標について、満足度ではなく、緑被率や樹冠率の採用を検討すべきである。	環境の保全に関する施策は、広範囲に及びます。区は、第一章「計画の基本的事項」に記載のとおり、みどり分野については、「練馬区みどりの総合計画」（平成31年4月）を策定して施策を推進しています。 「練馬区みどりの総合計画」では、みどりには、公園、農地、街路樹等、様々なみどりがあり、区民が感じるみどりの豊かさは、みどりの量だけを評価しているものではないことから、「満足度」を指標として、目標を掲げています。 本計画のみどり分野の目標・指標はこれに基づいたものです。	※
49	第四章分野 2 みどり	緑被率の数値目標を掲げなくなった区の姿勢に疑問を感じる。曖昧な目標では、みどりは減る一方になるのではないか。		※
50	第四章分野 2 みどり	緑化率をもっと高く設定してほしい。		※
51	第四章分野 2 みどり	指標が「練馬のみどりに満足している区民の割合」であることは疑問である。みどりの量や、生物多様性を指標とすべきである。		※
52	第四章分野 2 みどり	みどり分野の指標について、満足度ではなく、緑被率など具体的な数値目標とすべきである。		※
53	第四章分野 2 みどり	みどり分野の指標を、緑被率やCO2吸収量などの客観的指標ではなく、区民の満足度という主観的指標としているのは適切ではない。		※

No.	分類	意見概要	区の考え方	対応区分
54	第四章分野 2 みどり	ヒートアイランドになっている地域では、憩いの森だけでなく、川・道路・宅地沿いや公園の緑化にもっと力を注ぐ必要がある。	都市計画道路や河川、公園、宅地の緑化については、第四章(1)みどりのネットワークの形成に記載のとおり、取組を進めています。	○
55	第四章分野 2 みどり	みどりのネットワーク形成の軸となるのは、幹線道路ではなく、崖線に沿った湧水池と石神井川・白子川であり、それぞれの立地に適合した植生の形成を目指すべきである。	拠点となる大規模で特色のある公園を整備し、軸となる幹線道路や河川とつなぎ、みどりのネットワークの形成を進めています。 石神井川や白子川の河川改修にあわせた緑化の推進に向け、都に働きかけ、みどりの軸の形成を進めています。	□
56	第四章分野 2 みどり	区内の都立公園が、区民の憩いの場所、生物多様性が豊かな場所となるように、都に積極的に提言し、連携を図ってほしい。	都立公園の整備の際には、区民の皆様が親しまれる公園となるよう、都と協議を行っていきます。	—
57	第四章分野 2 みどり	みどりの拠点づくりとして、練馬城址公園に触れていないのはなぜか。整備中の石神井川南側の公園について、都に意見を伝えて、生物多様性に配慮した公園にしてほしい。 一部開園した練馬城址公園には、武蔵野に古くからある植物種を増やし、自然豊かで生物多様性に配慮した設計をしてほしい。また、避難場所として、公園の周辺に火災の熱風を遮断する樹林の形成を提案する。	練馬城址公園は都が整備する公園です。ご提案の趣旨は、都へお伝えします。	—
58	第四章分野 2 みどり	街路樹を増やすことは緑化の本筋ではない。「楽しめるみどり」は都市計画に位置づけられた緑地であるべき。	街路樹は、交通安全、景観形成、環境保全および防災の観点で重要な役割を担っています。区の魅力であるみどりを守り増やすために、みどりの拠点となる公園整備や特色ある公園の整備、樹林地の保全、みどりの軸となる都市計画道路や河川の緑化により、みどりのネットワーク形成を進めています。	※
59	第四章分野 2 みどり	強剪定された街路樹をよく見かける。街路樹の管理について、剪定時期と剪定方法の適正化を求める。	街路樹は、樹種、生育状況、立地状況、周辺の方々のご意見などを踏まえて、剪定を行っています。都道の街路樹に関するご意見は引き続き都に伝えていきます。	□
60	第四章分野 2 みどり	日陰や光合成が見込めないような強剪定をやめ、樹木管理基準を見直してほしい。		□
61	第四章分野 2 みどり	街路樹の枝が落とされ、有効な日陰をつくっていない状況がある。都道の街路樹についても、利用者は主に区民であるため、区の姿勢を示してほしい。		□
62	第四章分野 2 みどり	都市計画道路等は何十年も前に制定された計画であり、現実に合わせて見直すべきである。特に、新しい道路の建設は、沿線の豊かなみどりと都市農業にとって大きな損失となる。都市インフラの整備は必要最低限にとどめ、都市農業インフラの維持を図ってほしい。	都市計画道路は、道路交通の円滑化に加え、安全な歩行空間の確保や豊かなみどりの創出など、日常生活を支える基本的な都市インフラです。また、東京全体のネットワークを形成するものであり、その整備は、区の発展に必要な不可欠です。 街路樹や植栽帯、沿道の樹林地等を活かしてみどり豊かな道路を整備していくとともに、重要な樹林地や都市農地の保全に引き続き取り組みます。	※

No.	分類	意見概要	区の考え方	対応区分
63	第四章分野 2 みどり	石神井公園駅南口西地区再開発計画や補助232号建設計画では、街路樹を植樹したり、高層ビルの壁面を自然と調和した色とすることで、区民のみどりに対する満足度が増すというような考え方が見られる。これらの計画によって練馬区の生態系や景観が真に改善されるわけではない。通気性・通水性のある土壌が蓄えられた一定の区域に、武蔵野の自然植生にかなった植物種を移植し、再生を図る思考法を取ってほしい。	都市計画道路では沿道の状況などを踏まえ、緑化を進めています。沿道のまちづくりにおいても、地域の皆様のご意見を踏まえ、公園の整備などみどりの創出に取り組んでいます。 今後も、地域の皆様のご意見を伺いながら、みどりあふれるまちづくりに取り組んでいきます。	—
64	第四章分野 2 みどり	省エネ住宅に緑化をセットし、建蔽率のように緑被率を設けることはできないか。	一定規模以上の住宅には、建築に際し、規定量の緑化を義務付けています。	□
65	第四章分野 2 みどり	省エネ基準に「中～大規模開発の場合は、敷地のX%を緑地とすべき」という項目を入れ、緑被率の改善を図ってはどうか。	練馬区まちづくり条例では、開発区域3000㎡以上の場合、区域面積の3%（みどりの重点地区においては6%）以上の公園、緑地等の設置を求めています。また、練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例においては、開発事業の面積が300㎡以上の場合、規定量の緑化を義務付けています。	□
66	第四章分野 2 みどり	やむを得ず樹木を伐採したら、同数の樹木を植えるなど、樹木を減らさないためのルールがほしい。	都市計画法に基づく風致地区においては、樹木の伐採に際し、代替樹木の植付けを義務付ける制度を設けています。また、区全域において、大径木等の伐採に際し、代替樹木の植付けを努力義務としています。	□
67	第四章分野 2 みどり	農地（生産緑地）について、現在の貸借制度などではなぜ減少してしまうのか、課題を分かりやすく記載してほしい。	農地減少の要因として相続時の税負担や後継者の不足などを、第四章分野 2「現状と課題」に追記します。	◎
68	第四章分野 2 みどり	区内の農地が減り続ける要因として、農地に関する相続税問題を計画に記載してほしい。		◎
69	第四章分野 2 みどり	農地の宅地化は、CO2排出量を増加させるとともにみどりを減少させるので、極力抑制する施策をとるべきである。	少しでも多くの農地所有者に営農の継続を選択していただけるよう、様々な営農支援施策を実施していきます。	□
70	第四章分野 2 みどり	都市農業は区の特徴であり、農地を守り次世代に引き継ぐことが重要だが、容易なことではない。国の農業制度の見直しまで立ち入って、取組を拡充してほしい。	練馬区は、市街化区域内に農地がある都内自治体で構成される都市農地保全推進自治体協議会の会長自治体であり、毎年、国に対し、都市農地保全のための要望を行っています。要望活動の結果、平成27年に都市農業振興基本法が成立し、平成30年には都市農地の貸借の円滑化に関する法律が成立する等の法整備が実現しました。今後も都市農地を保全していくため、国に働きかけを継続していきます。	□
71	第四章分野 2 みどり	区内農家の直売所では100円硬貨しか使えず不便である。両替機の設置を区が助成してほしい。	釣銭機能付の野菜ロッカーの設置を助成しています。両替機の設置を助成する考えはありません。	□

No.	分類	意見概要	区の考え方	対応区分
72	第四章分野 2 みどり	みどりがもたらす効果を得るため、公園や駅前、街路にもっと樹木を増やしていくべきである。	公園や街路樹といった公共施設のみどりについては、施設の機能や周辺の環境、地域住民の意見などを踏まえた上で、樹木を主体とした緑化を進めています。	□
73	第四章分野 2 みどり	樹木の健全な成長を阻害しかねないので、ライトアップやイルミネーションは自粛すべきである。	ライトアップやイルミネーションには、集客性の向上という効果もあります。場所、時間帯、周辺環境などに応じて、施設管理者が適切に実施の判断をすべきものと考えます。	—
74	第四章分野 2 みどり	住宅地のみどりは「区民が道路から見て楽しめる」ばかりでなく、鳥類の餌となる木の実等があり定着できるという意味でも重要。ヒートアイランド対策の効果も期待される。見た目だけではなく、面としてのみどりの充実が望まれる。	住宅地のみどりを充実させることは重要です。沿道の緑化を進め、みどり豊かな街並み形成を目指しています。また、住宅地での公園整備や樹林地の保全により、面としてのみどりの充実に取り組んでいます。	□
75	第四章分野 2 みどり	民有地の樹木管理における区民負担を減らすため、区が支援を行ってほしい。	幹周が1.5m以上などの要件を満たす民有地の樹木は、所有者の申請に基づいて保護樹木に指定しています。区は、保護樹木について剪定費補助や樹木診断などの支援をしています。また、民有地のみどりを地域で守る取組として、令和3年度から区民ボランティアによる落ち葉清掃を実施しています。	□
76	第四章分野 2 みどり	落ち葉清掃などのボランティアに登録してみたが、子どもと参加できるのは小学生以上を対象とした単発の学習関係のものが多い印象である。 土日の少しの時間に近場で幼児と参加できるような選択肢が広がると積極的に参加しやすい。	みどりを守り育む活動に参加したい個人と活動の現場をつなげるため、みどりの人材バンク制度を実施しています。各登録者が、それぞれの地域・タイミングで、気軽に活動に参加できるよう、人材バンクへの登録団体数を増やし、個人と活動を結び付きやすくしていきます。	□
77	第四章分野 2 みどり	農家が緑地を手放す理由に、課税制度の問題があるため、樹木管理費などを区が負担することができるように、税制改革を急がれたい。	憩いの森・街かどの森は、都市緑地法に基づく制度です。面積要件は法で定められており撤廃は困難です。区は、保護樹木・保護樹林制度により、樹木や樹林所有者の支援をしています。また、国や都に対して、緑地に関する税制改正や補助の拡充を要請しています。	□
78	第四章分野 2 みどり	民有地のみどりは年々減少している。しかし、減少を食い止める具体的な方策の記載がない。住宅の細分化・密集化を防ぐため、都市計画を調整し、敷地最低限度を底上げするなど、新たなルールが必要である。		□
79	第四章分野 2 みどり	民有地のみどりの保全のため、憩いの森・街かどの森の面積基準の撤廃、税制優遇、緑地の公費買取などの政策が必要である。		□
80	第四章分野 2 みどり	みどりを焼却処分するのではなく、腐葉土化する循環サイクルを作ってほしい。	令和3年度から保護樹林等の周辺で実施している区民ボランティアによる落ち葉清掃では、集めた落ち葉を樹林所有者が腐葉土化し、農業等に活用しています。	□

No.	分類	意見概要	区の考え方	対応区分
81	第四章分野3 清掃・リサイクル	プラスチックの使用削減や、リサイクルに本格的に取り組み、区の取組をまち全体に広げていくべきである。当面は、区が主導でマイボトル対応型給水機の設置店舗を増やしてほしい。	令和4年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、全てのプラスチックがリサイクルの対象となるなど、プラスチックの資源循環を促進する重要性が一層高まっています。 区では、様々な機会を捉えて意識啓発を図るなど、使い捨てプラスチックを使わないライフスタイルへの変容を促していきます。 プラスチック削減の具体的な取組については個別計画に位置付けて推進していきます。	△
82	第四章分野3 清掃・リサイクル	プラスチックに代わり、木質バイオマス資源を使用した製品、木を使用した食品トレー、天然素材の繊維などの活用促進が必要である。		△
83	第四章分野3 清掃・リサイクル	プラスチック容器の使用削減については、メリット・デメリットを課して、強ちに事業者を誘導してほしい。		△
84	第四章分野3 清掃・リサイクル	プラスチックが問題になっているのに、学校の図工の授業でプラスチックを使用するのはやめてほしい。	小学校の図画工作科の学習においてプラスチックを使用する際には、主に子どもたちが家庭で使用したペットボトルを持参するなど、リサイクルの視点を踏まえたものとしています。引き続き、子どもたちが環境に配慮しながら学習に取り組んでいけるよう促していきます。	□
85	第四章分野3 清掃・リサイクル	プラスチック削減のため、学校給食でパック牛乳のストローを配ることをやめて、ビンに変更してほしい。	学校給食用牛乳のプラスチックストローについては、バイオマスタイプのストローへ切替えを行っています。	□
86	第四章分野3 清掃・リサイクル	「練馬区役所プラスチック削減指針」に基づき、ペットボトル飲料やクリアファイルなどのプラスチック製品を使用しないよう、区や関連団体、学校に呼びかけてほしい。また、区報に同指針を掲載し、広く区民に周知してほしい。	指針は、庁内および関係団体へ周知するとともに、チラシを作成してイベント出展者に対する呼びかけを行っています。	□
87	第四章分野3 清掃・リサイクル	街中の自動販売機を制限してほしい。	自動販売機の設置を制限する考えはありません。	※
88	第四章分野3 清掃・リサイクル	ごみ削減と節電のため、公共施設の自動販売機を減らし、ペットボトル以外のびん・缶・紙パックのみにしてほしい。ごみやエネルギーの削減量の目標数値を示すべきである。	公共施設には、マイボトルを持たない区民も来庁するため、自動販売機の設置は必要です。 区は、「練馬区役所プラスチック削減指針」に基づき、プラスチック削減に取り組んでいます。	□
89	第四章分野3 清掃・リサイクル	学校給食で余った食料を、近所の人に配布したり、学校や地域の畑の肥料として活用してはどうか。	学校給食で生じた生ごみについては、一括回収し肥料化をしています。	○
90	第四章分野3 清掃・リサイクル	使い捨てをしない考え方を区が率先行動し、区民へ啓発し、資源循環型社会を実現してほしい。	「練馬区第4次一般廃棄物処理基本計画」の基本理念「みどりあふれる循環型都市をめざして」の実現に向けて、様々な機会を捉えて、ものを大事にする、資源を循環させる生活スタイルや、3Rの取組を推進し、意識啓発を図っていきます。	○
91	第四章分野3 清掃・リサイクル	家庭の生ごみを簡単に肥料化できる段ボールコンポストの取組を区が促進してほしい。	水切りの普及啓発、生ごみ処理機の貸出し、コンポストのあっせん等、生ごみの減量に取り組んでいます。 生ごみの発生抑制・資源化の具体的な取組については個別計画に位置付けて推進していきます。	□
92	第四章分野3 清掃・リサイクル	家庭の生ごみをコンポスト化する取組を進め、コンポスト化したものを広く活用できる仕組みを作してほしい。		□

No.	分類	意見概要	区の考え方	対応区分
93	第四章分野3 清掃・リサイクル	プラスチックの一括回収に向け、回収場所の確保や仕組みづくりなど、23区で連携して進めるべきである。	容器包装プラスチックを含めた全てのプラスチックをリサイクルするためには、大量のプラスチックを持ち込む処理施設などリサイクルルートの確保が課題となっています。国に基盤整備等の役割を果たすよう強く求めています。 製品プラスチックを含めた全てのプラスチックの資源化については、国や事業者の動向を注視しつつ、検討します。	△
94	第四章分野3 清掃・リサイクル	23区外のソーティングセンターに運ぶための、大型車への積み替え場所を、清掃工場や資源循環センター内に確保するべきである。		△
95	第四章分野3 清掃・リサイクル	路上ごみを収集するとき、地域外のものだからという理由で集積所の利用を拒む者がいる。ボランティア活動の障害にもなるので、そのような排他的行為をやるように指導してほしい。	集積所は、利用する住民の皆様がルールを決めて自主的に管理しています。集積所の利用ルールについて、原則、区として指導することはありません。	※
96	第四章分野3 清掃・リサイクル	清掃工場でのプラスチック焼却が、CO2排出に大きく関わっている。区内には清掃工場が2か所あり、排出されるCO2は見逃せない。削減に向け、清掃工場とどのように連携し、具体的な数値目標について協議を行ったのか。	清掃工場から排出されるCO2は、ごみ焼却に伴うものと、工場稼働に必要なエネルギー消費に伴うものに分かれます。 区はごみの発生抑制、リサイクルの推進、適正排出の指導によりごみ収集量の削減に取り組んでいます。 工場稼働に伴うCO2排出量の削減については、東京二十三区清掃一部事務組合が削減目標を定めて取組を進めています。	—
97	第四章分野4 地域環境	道路の遮熱性舗装について、「道路表面の暑さは下がるが、道路上約1メートルの空間は通常の舗装より高温になる」と聞いたが、改善はされているのか吟味した上で採用してほしい。	遮熱性舗装は、路面温度上昇の抑制効果や暑さ指数の影響等を国が検証しており、有効な暑熱対策の一つです。国、都などの動向を踏まえ、今後も取組を進めていきます。	—
98	第四章分野4 地域環境	ヒートアイランド対策、光化学スモッグ対策、危機管理対策等の区が抱える地域課題の定量目標も加えるべきである。	例示いただいた項目は、区域を超える広域的な課題であり、定量目標および目標に直結する取組の設定が困難です。	※
99	第四章分野4 地域環境	より強力なヒートアイランド対策をすべきである。	第四章分野4「ヒートアイランド対策の推進」に記載の取組により、ヒートアイランド現象の緩和を図ります。	○
100	第四章分野4 地域環境	道路整備や交通計画の整備が、交通渋滞の緩和によるCO2排出削減に資することを明記すべきである。また、このことにより削減する数値目標を示してほしい。	第四章分野4「地域環境」の冒頭に、交通渋滞も含めた自動車交通による環境負荷の軽減について記載しています。また、CO2削減目標の設定にあたっては、2030年度の自動車走行量を考慮しています。	○
101	第四章分野4 地域環境	外環道上部建設計画および補助第232号線・補助第135号線建設計画について、近隣の環境・住民に対し及ぼす影響について詳細な環境アセスメント調査を行う必要がある。また、外環本道の延長工事についても、同様の調査が必要と考える。	環境アセスメント調査は、環境影響評価法および東京都環境影響評価条例に対象事業が規定されており、対象事業を行う者が実施します。 区は、法および条例が定める手続きの各段階で関係自治体として環境保全に関する意見を都知事に提出します。	—
102	第四章分野4 地域環境	自家用車の使用を抑えるため、みどりバスの路線開発と増便を希望する。	「公共交通空白地域改善計画」に基づき、みどりバスの再編等に取り組んでいます。公共交通空白地域の改善に向けて、バス事業者と協議していきます。	△

No.	分類	意見概要	区の考え方	対応区分
103	第四章分野 4 地域環境	駅前開発に伴い、駅周辺に買物客用の自転車駐車を必ず設置してほしい。	駅ごとの特性を踏まえ、鉄道事業者や民間事業者と連携し、自転車駐車の必要収容台数の確保を図っていきます。	○
104	第四章分野 4 地域環境	自転車専用レーンが歩道と混在していることや、段差等により快適な走行を妨げているケースがある。利用者の立場を踏まえたレーンの整備を行ってほしい。	「第3次練馬区自転車利用総合計画」に基づき、都市計画道路の整備などに合わせて、利用しやすい自転車通行空間の整備を行っていきます。	□
105	第四章分野 4 地域環境	移動手段としての自転車使用を促進するため、安全で快適な自転車走行レーンを整備してほしい。		□
106	第四章分野 4 地域環境	雨水の適正利用をすべき。	大規模な開発事業や公共施設において、雨水貯留浸透施設の設置を進めています。 整備する浸透施設は、豪雨による浸水被害を軽減するとともに、地下水のかん養を促し自然環境の保全に資するものです。また、雨水タンクに貯留された雨水を植栽への散水、災害時の生活用水などにも利用することができます。	○
107	第四章分野 4 地域環境	住宅が密集せず、風が通り抜け、空が広く見えるような、計画的でゆとりがあるまちづくりを進めてほしい。	区では、それぞれの区域の特性にふさわしい良好な環境を整備し保全するために住民の皆様と話し合っってまちづくりのルールを決めています。今後も地区計画の手法などを活用し、住民の皆様とまちづくりを進めていきます。	□
108	第四章分野 4 地域環境	道路計画や都市整備計画のために貴重な憩いの森や湧水が失われるような計画はやめるべきである。	豊かで美しい都市空間をつくるためには、必要な道路整備があります。整備をする上では、今までと同様に地域の皆様の声を聞きながら進めていきます。	—
109	第五章 計画の推進体制	新学習指導要領を踏まえ、区内小中学校で、持続可能な社会の創り手を育成するための教育（ESD）を推進するとともに、国が推進するユネスコスクール制度等の活用によりSDGsやESDに先進的に取り組む学校を増やしてほしい。	今後、都が作成した環境教育に関連する資料を活用した授業の実施や、総合的な学習の時間等におけるSDGsやESDに関する先進的な取組をしている学校の好事例を発信するなど更なる環境教育の充実に努めていきます。	△
110	第五章 計画の推進体制	区民の積極的協力を得るためには、「なぜCO2を削減しなければならないのか」「削減しないとどうなるのか」について、広く理解してもらう必要がある。区内の小中学校などの教育の場で意識改革を進めていくべきである。	学習指導要領の趣旨を踏まえ、環境課と連携し、学校に設置したCO2吸収量を示した樹木プレートや、校舎に設置した太陽光発電設備を、身近な環境教育の教材として活用しています。また、各家庭でできる省エネについて学び、日常生活での実践につなげるエコライフチェックの取組を全校で行っています。	○
111	第五章 計画の推進体制	子ども向け環境学習は重要だが、教員の負担が増えないよう配慮が必要。質の高いボランティアの養成が必要。環境課と教育委員会、外部専門家を交えて、養成プログラムと教材を開発してはどうか。	環境課と教育指導課が連携して学校の管理職や教員を委員とした環境教育実施協議会を開催し、環境をテーマにした授業プランの作成および実践、環境教育関連事業についての協議を行っています。 引き続き、環境教育実施協議会の中で、取組等の検討を進めていきます。	△
112	第五章 計画の推進体制	小・中学生への総合的な環境学習の時間を継続的に設け、その事業を請け負う環境学習チームを作り、実施機材等必要経費を予算化すべき。		△

No.	分類	意見概要	区の考え方	対応区分
113	第五章 計画の推進体制	SDGsや地球環境の現状に関する情報を広く区民に周知し、行動変革に結びつくよう、総力を挙げて啓発活動を推進すべきである。その際、区報やSNSの活用、メディアとの連携を通じて積極的な情報発信を行うべきである。	環境に配慮したライフスタイルを推進するためには、区が区民・事業者等と協働して効果的な情報発信を行い、行動変容を後押しすることが重要です。新たな民間サービス・製品の情報や補助制度、導入効果などを分かりやすく発信します。ターゲット層に応じて、区ホームページ、SNS、スマートフォンのアプリなど適切なデジタルメディアを選択して情報発信します。	○
114	第五章 計画の推進体制	区民の省エネ・再エネ導入意識を高めるための方策はあるか。	練馬区地球温暖化対策地域協議会（ねり☆エコ）による情報発信をさらに強化し、「ねりま環境まなびフェスタ」などのイベントや講演会、ホームページの充実を図ります。	○
115	第五章 計画の推進体制	区民および小中学生への啓発活動が足りていない。イベントは、動画コンテンツなどを活用し、環境学習の場として捉えて見直すべきである。		○
116	第五章 計画の推進体制	家庭での省エネに取り組まない区民は、チラシ等を見ただけでは意識は変わらない。家庭部門のCO2削減のためには、劇的に意識が変わるような取組を行うことが必要である。		○
117	第五章 計画の推進体制	2030年度の目標達成に向けて、環境に配慮したライフスタイルを推進するためには、広報等のアプローチが足りていない。広報チームを作り、特設サイト作成や動画配信などに予算を配分すべきである。		○
118	第五章 計画の推進体制	CO2削減量を数値化・見える化し、区民に示すことで賛同者が増えることを期待する。	地球温暖化対策の取組を進める上で、効果をいかに伝えるかが大きな課題であると考えています。節電や省エネ機器の導入などによる取組の積み重ねが、CO2削減に大きな効果をもたらすこと、金銭面でもメリットがあること等を、様々なメディア・コンテンツにより分かりやすく情報発信していきます。	○
119	第五章 計画の推進体制	環境に配慮したライフスタイルを推進することによるCO2削減効果を示すことが重要である。区報等で、継続的な特集コーナーを設けてはどうか。		○
120	第五章 計画の推進体制	区民や事業者の取組により、CO2が削減されていることを周知するとともに、さらなる削減に取り組むよう、個人や企業を後押ししてほしい。		○
121	第五章 計画の推進体制	地球温暖化対策は、取組効果が実感しづらく、設備の導入も費用が高く、行動に移すことにハードルがある。そのため、取組の内容や費用対効果について、区が効果的に広報することが重要であると考えている。		○
122	第五章 計画の推進体制	賃貸住宅で設備を変えられない中、節電やリサイクルなど、できることに取り組んでいるが、取り組むことでどれ位のCO2削減効果があるか示してほしい。		○
123	第五章 計画の推進体制	CO2排出削減の結果、区民がどのような効果を感じられるのかについて、記載されていない。		—

No.	分類	意見概要	区の考え方	対応区分
124	第五章 計画の推進体制	カーボンニュートラル化設備設置等補助金のパンフレットは、人目がない場所にあり、内容も分かりにくい。 リサイクルセンター職員による説明、区報への掲載、商業施設やイベント会場での説明、コールセンターの設置など、区民がいつでも説明が聞ける体制を作ってほしい。	令和5年度に、補助制度のリーフレットを見直しました。また、環境課内に補助金専用窓口を設置しています。引き続き、周知の内容や方法を工夫し、補助制度の分かりやすい発信に努めます。	—
125	第五章 計画の推進体制	区民の環境意識を高めるため、環境に配慮している店舗での買い物にエコポイントをつけるなど、環境施策と商店街振興の連携を検討してほしい。	区民・事業者・関係団体と連携して、環境に配慮したライフスタイルを推進する様々な取組を検討します。	△
126	第五章 計画の推進体制	区内事業者の地球温暖化対策の進捗状況を区が定期的に把握してはどうか。特に大規模事業者については、「2030年度までに46%削減」を上回るCO2排出削減プログラムの提出を義務づけてはどうか。	区内事業者の地球温暖化対策の進捗状況を定期的に把握することは困難です。 大規模事業所は、東京都環境確保条例に基づく大規模事業所に対する「温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度（キャップ&トレード制度）」によりエネルギー使用量の総量削減が義務付けられています。	※
127	第五章 計画の推進体制	環境に配慮したライフスタイルの推進には、地域で主体的に活動する人材の支援・育成の強化が必要であり、その旨を明記すべきである。	地域で主体的に活動する区民や団体との連携・支援を強化する旨を追記します。 団体間の交流や連携の場を創出し、区民活動を結び付ける仕組みづくりを検討します。	◎
128	第五章 計画の推進体制	「エコ・アドバイザー」「リサイクルセンターボランティア」「みどりのサポーター」など、環境問題に関心のある区民は多いので、地球温暖化対策について意見交換を行う場を設けてほしい。	リサイクルセンターは、従来の3Rの推進に加えて、総合的な環境学習拠点への移行を目指します。指定管理者、区民ボランティアと連携して取り組んでいきます。	○
129	第五章 計画の推進体制	リサイクルセンターを環境学習の拠点とするのであれば、質の高いボランティアの養成が欠かせない。環境学習の内容については、区が責任をもって関わる必要がある。		□
130	第五章 計画の推進体制	区内のボランティア団体を統括できる組織の創設が必要である。		—
131	第五章 計画の推進体制	ねり☆エコが、リサイクルセンターの環境学習活動を統括する役割を担ってはどうか。リサイクルセンターをねり☆エコの会員にすべきである。	ねり☆エコとリサイクルセンターの関わり方については、今後検討していきます。	△
132	第五章 計画の推進体制	練馬区は、工場等が少なく人口が多いため、区民レベルの取組の余地が十分にある。「気候変動市民会議」を実施し、大学、企業、環境活動団体と行政との協働の枠組を設け、各主体の専門性を生かして、継続的に区民への教育、啓発、行動の機会の提供につなげられると良い。	脱炭素社会実現という共通目標に向かって、環境に関わる各主体や区民と交流・連携する新たな枠組を検討します。地域で主体的に活動する区民や団体の意見を伺いながら、リサイクルセンターの総合的な環境学習拠点への移行を目指します。 各主体の知見や専門性を活かした啓発、環境教育・環境学習の充実に向けて検討を進めます。 なお、無作為抽出した区民から意見を伺う形式（いわゆる「気候市民会議」）は、現在考えていません。	—

No.	分類	意見概要	区の考え方	対応区分
133	第五章 計画の推進体制	部局横断的な取組を強化することはすばらしいと思うが、環境と防災、熱中症対策等の健康の維持増進、子育てや貧困対策、地産地消など、具体的な施策間の連携内容や、施策の方向性を示してほしい。	「環境管理推進本部」の機能を強化し、庁内各部分野の枠を越えて連携し、脱炭素の取組を推進します。広域にわたる課題については、国や都、関係機関と連携して対応します。	○
134	第五章 計画の推進体制	区役所内の各組織の連携をしっかりと図ってほしい。環境教育を担う教育委員会や土木・公園部門の連携を充実すべきである。地球温暖化対策や生物多様性、都市農業の維持については、東京都との連携が不可欠である。		○
135	第五章 計画の推進体制	「環境審議会」と「循環型社会推進会議」について触れられているが、「緑化委員会」の活動も充実させる必要がある。	緑化委員会では、みどりの保全および創出に関する重要な事項を調査審議しています。引き続き、みどりの保全および創出に向けて取り組んでいきます。	□
136	第五章 計画の推進体制	計画はPDCAサイクルにより推進し、各分野を横断的に推進できる体制を構築すべきである。	本計画は、「(仮称)第3次みどりの風吹くまちビジョン」等の重要業績評価指標を用いて、PDCAマネジメント手法により点検・評価および見直しを行います。 脱炭素の取組を推進するため、「環境管理推進本部」の機能を強化し、庁内各部分野の枠を越えて連携します。	○
137	第五章 計画の推進体制	CO2削減を個人の節電に頼るのは危うい。森林や畑の買取りなどに予算配分をするべきではないか。	環境に配慮したライフスタイルを推進する施策とともに、樹林地や都市農地の保全に関する施策に取り組んでいます。	—
138	その他	計画がとても長く、何度も同じことが出てきて、つながりが分かりづらいと感じた。区民等の具体的な行動がもたらす効果などが、直感的に分かりやすい資料となるとよい。	計画のポイントを分かりやすくまとめた概要版を作成し、区民の皆様へお示しします。	—
139	その他	環境基本計画について、広く区民へ周知してほしい。	計画策定については区報、区ホームページでお知らせするとともに、区民事務所や図書館、区民情報ひろばへの配架などにより、区民の皆様がいつでも閲覧いただけるようにします。	—
140	その他	行政に関心がない区民の目にも本計画が留まるように、掲示板等を活用して広報してはどうか。		—

No.	分類	意見概要	区の考え方	対応区分
141	その他	アクションプランや個別計画の策定に際しては、十分な説明と時間的余裕をもって、区民の意見を聴取してほしい。パブリックコメントの実施を幅広く周知するとともに、区主催の説明会・意見交換会を開くことが望まれる。	素案の作成にあたっては、環境審議会・エネルギー分野有識者会議から、計画の目標や各分野の施策、推進体制など全般的にご意見をいただきました。パブリックコメントの実施に際して、持ち帰りを希望される方には、素案をお渡ししました。また、区民・団体等からの要望に応じて、幅広い年齢層の方が参加する意見交換会に区職員が参加し、計画素案のポイントについてご説明しました。	—
142	その他	素案には区民の意見をどの程度反映しているのか。区民が関与した部分を具体的に教えてほしい。	素案に寄せられた意見を踏まえ、計画案を取りまとめ、区民の代表である区議会の皆様にお諮りし、9月末に成案化を予定しています。再度パブリックコメントを行う考えはありません。	—
143	その他	区のCO2排出量の50%以上が家庭部門からの排出であれば、区民に対して説明会を開催する必要があるのではないか。	なお、各施策の取組の実行計画であるアクションプランや個別計画の策定の際にも、パブリックコメントにより、広く意見を募集します。	—
144	その他	素案から案、案から成案にするプロセスにおいて再度区民に公開し、意見を反映する機会を設けてほしい。		—
145	その他	計画素案に対する意見募集に際し、小学生など誰にとっても分かりやすい説明会を開くべきである。		—
146	その他	パブリックコメントの対象資料について、区民が個々に印刷したり、パソコンを長時間見たりするのは、省エネの見地から望ましくない。対象資料を区民に貸与することはできないか。		—
147	その他	パブリックコメントや議会で出た意見を真摯に受け止め、可能な範囲で検討し、計画への反映の可否やその理由を、予算措置を含めた年次計画と合わせて公開してほしい。	パブリックコメントで寄せられた意見の概要、区の考え方、計画案への反映の内容は、ホームページ等で公表します。取組の具体的な内容や実施年度、概算経費等は、年度別取組計画でお示しします。	—
148	その他	区の計画策定や改定において、区の計画に反対する意見はほとんど反映されない。制度のあり方から区民とともに見直すべきである。	区は、計画の検討にあたっては区民意識意向調査やアンケート、審議会や懇談会など様々な手法を用いて幅広く意見をお聞きしています。計画等の素案を取りまとめた際には、パブリックコメントなどによりご意見を伺い、そのうえで区民の代表である区議会の皆様にお諮りし、計画を取りまとめています。引き続き丁寧な対応に努めていきます。	—
149	その他	国は、第6次エネルギー基本計画で、2030年の電源構成について原子力発電の比率を20～22%にすると掲げている。区として、原発ゼロの姿勢を明確にすべきである。	電源の構成については、国が判断すべきであり、国のエネルギー政策として取り扱われるものと考えます。	※